

草津市と株式会社関西みらい銀行との包括連携協定書

草津市（以下「甲」という。）と株式会社関西みらい銀行（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、誰もが生きがいを持ち、健やかで幸せに暮らすことのできるまちの実現に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙が相互に緊密な連携を行うことにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、誰もが生きがいを持ち、健やかで幸せに暮らすことのできるまちの実現を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。ただし、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 金融・経済に係る学びの場の提供に関する事
- (2) 人材の確保・育成に関する事
- (3) 安全・安心なまちづくりに関する事
- (4) 産業振興、創業ベンチャー・新規事業支援に関する事
- (5) その他、誰もが生きがいを持ち、健やかで幸せに暮らすことのできるまちの実現に関する事

2 前項各号の具体的な事項については、甲乙協議の上、その都度決定するものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲および乙は、甲または乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときには、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定書の有効期間満了の日の1か月前までに、甲または乙のいずれからも書面による改定の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 甲および乙は、前項の有効期間中にかかわらず、この協定を解消しようとするときは、甲乙協議の上、解消しようとする日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解消することができるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲および乙は、第2条の連携・協力事項の実施により知り得た相手方の秘密を相手方の承認を得ないで他に漏らし、または本協定の目的以外に使

用してはならない。

（反社会的勢力の排除）

第6条 甲および乙は、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人などを含む。）と関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲および乙は、相手方が暴力団、暴力団構成員等の反社会的勢力との間に社会的に非難されるべき関係を有するとき、または不正な利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用したときは、催告を要せず、本協定を解除することができる。

（疑義等の決定）

第7条 本協定に定めのない事項または本協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 7年 12月 16日

甲 草津市草津三丁目13番30号

草津市長

橋川 渉

乙 大阪府中央区備後町2丁目2番1号

株式会社関西みらい銀行

代表取締役社長

西山 和彦